

北海道公報

目次	ページ
----	-----

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

二

告示

○有害興行の指定
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業等の決定の一部改正
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出
○肥料の登録の有効期間の更新

(生活文化・青少年室)
補助対象経費、補助率
(経済部総務課)
(地域産業課)
(道産食品安全室)
(土地改良指導課)
(土地改良指導課)
(土地改良指導課)
(土地改良指導課)
(土地改良指導課)
(水産経営課)
(治山課)
(建設部総務課)
(建設部総務課)
(建設部総務課)
(道路整備課)
(道路整備課)
(砂防災害課)
(都市環境課)

二
二
二
三
四
四
四
四
四
四
五
五
五
五
五
六
七
七
七
八

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出

(道産食品安全室)

三

○土地改良区の役員の退任の届出

(土地改良指導課)

四

○土地改良区の解散による清算人の退任の届出

(土地改良指導課)

四

○道営土地改良事業変更計画の決定

(土地改良指導課)

四

○漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正

(水産経営課)

四

○知事権限に係る保安林の指定の解除

(治山課)

五

○基本測量の実施の通知

(建設部総務課)

五

○公共測量の終了の通知

(建設部総務課)

五

○道路の区域の変更(三件)

(道路整備課)

五

○道路の区域の変更及び供用の開始

(道路整備課)

六

○公有水面の埋立ての承認の出願

(砂防災害課)

七

○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可

(都市環境課)

七

○軽油引取税に係る特約業者の指定

(税務課)

七

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

(建設部総務課)

八

○北海道議会傍聴規則の一部を改正する規則

(建設部総務課)

八

○北海道議会傍聴規則の一部を改正する規則

(建設部総務課)

八

○北海道議会傍聴規則の一部を改正する規則

(建設部総務課)

八

○北海道議会傍聴規則の一部を改正する規則

(建設部総務課)

八

○特定調達契約に係る落札者等の公示

(建設部総務課)

八

○特定調達契約に係る落札者等の公示

(建設部総務課)

八

○特定調達契約に係る落札者等の公示

(建設部総務課)

八

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正

道公安委員会規則

○刑事訴訟法第一八九条及び第一九九条第二項の規定に基づく司法警察官等の指定に関する規則の一部を改正する規則

○没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正する規則

○傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○特定調達契約に係る落札者等に関する公示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○道警察本部告示

○道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○特定調達契約に係る落札者等に関する公示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○道警察本部告示

○道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○特定調達契約に係る落札者等に関する公示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○道警察本部告示

○道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○特定調達契約に係る落札者等に関する公示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○道警察本部告示

○道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○特定調達契約に係る落札者等に関する公示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○道警察本部告示

○道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○特定調達契約に係る落札者等に関する公示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

○道警察本部告示

○道公安委員会告示

平成十四年十月一日 火曜日

二

趣旨及び内容 警察手帳規則等の一部を改正する規則（平成十四年国家公安委員会規則第十八号）の制定により警察手帳の恒久用紙が廃止されることとなったが、これに伴い、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十九条第三項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十三条第一項に規定する北海道公安委員会から指定を受けた司法警察員であることを示す証票の警察手帳へのちよう付ができなくなったため、この規則を制定することとした。 二 施行期日 この規則は、平成十四年十月一日から施行することとした。 ◇傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（北海道公安委員会規則第七号） 一 趣旨及び内容 警察手帳規則等の一部を改正する規則（平成十四年国家公安委員会規則第十八号）の制定により警察手帳の恒久用紙が廃止されることとなったが、これに伴い、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第四条及び第七条第一項に規定する北海道公安委員会から指定を受けた司法警察員であることを示す証票の警察手帳へのちよう付ができなくなったため、この規則を制定することとした。 二 施行期日 この規則は、平成十四年十月一日から施行することとした。	
規	則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十月一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第八十九号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則
北海道行政組織規則（昭和四十一年北海道規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表第十一の（一）の表支庁の地域政策部の環境生活課の項の次に次のように加える。

支庁の経済部の
の商工労働観
光課

上司の命を受け、雇用対策に関する特定の事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第1567号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年10月1日

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	北海道知事 堀 達 也
映画	不倫妻 愛されたい想い	オーピー映画	指 定 の 理 由
同	にっぽん淫欲伝 姫狩り	新東宝映画	全部

著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため

北海道告示第1568号

平成14年北海道告示560号（平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

11地域産業支援センター整備事業の事項中

「財団法人十勝圏振興機構」を「財団法人十勝圏振興機構 財団法人釧路根室圏産業技術振興センター」に改める。

北海道告示第1569号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年2月3日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 エーアソノワイ 代表取締役 横田 英雄

虻田郡虻田町字入江51番地15

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

A & Y ホームセンター 1 号館

虻田郡虻田町字入江51番地15

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,359㎡

(変更後) 1,938㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 37台

(変更後) 72台

(イ) 駐輪場の収容台数

(変更前) 6台

(変更後) 12台

(ウ) 荷さばき施設の面積

(変更前) 106㎡

(変更後) 212㎡

(4) 変更する年月日

平成15年5月6日

(5) 上記3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 エーアソノワイ 代表取締役 横田 英雄

虻田郡虻田町字入江51番地15

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

廃棄物等の保管施設の容量 35㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後8時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

開店時刻 午前9時15分

閉店時刻 午後8時15分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

入口1箇所 出口1箇所 出入口1箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後8時

2 届出年月日

平成14年9月5日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道胆振支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年10月1日(火)から平成15年2月3日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、虻田町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については虻田町へ問い合わせること。

北海道告示第1570号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格
北海道第2217号	生石灰	生石灰	7ルカリ分 94.0	該当なし

北海道告示第1571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、美深土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成14年10月1日

就退任の別	就退任年月日	理事・氏名	北海道知事堀達也所
就任	平成14. 9. 7	越智 悦男	中川郡美深町字敷島227番地1
同	同	山本 昭	字吉野210番地1
同	同	内村 寿雄	字美深64番地
同	同	酒井 久夫	字富岡321番地
同	同	梅田 重雄	字美深229番地
同	同	菅野 福義	字斑溪283番地
同	同	瀨川 昭	字美深349番地9
退任	同	越智 悦男	同
同	同	山本 昭	同
同	同	内村 寿雄	同
同	同	酒井 久夫	同
同	同	梅田 重雄	同
同	同	菅野 福義	同
同	同	瀨川 昭	同

北海道告示第1572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清算法人美国町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成14年10月1日

退任年月日	理事・氏名	北海道知事堀達也所
平成 6. 4. 20	監事 本間吉蔵	積丹郡積丹町大字美国町字船瀬98番地

生産者名	産称住	業	登録有効期間
訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地		平成20. 10. 7

北海道告示第1573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人美国町土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成14年10月1日

退任年月日	氏名	住	北海道知事堀達也所
平成 3. 12. 1	松谷 啓	積丹郡積丹町大字美国町字船瀬1950番地	
同 13. 12. 1	海田 昭次郎	同 大字美国町字船瀬1945番地	
同 14. 2. 4	浜本 仙太郎	同 大字美国町字船瀬1946番地	
同 14. 3. 10	中村 英一	同 大字美国町字船瀬1778番地	

北海道告示第1574号

道営土地改良（南東地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道、土層改良、暗きよ、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成14年10月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月1日

北海道知事堀達也

北海道告示第1575号

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。

平成14年10月1日

北海道知事堀達也

「及び第3号ロ」を削り、「法第125条の4第1項第2号」を「法第125条の3第1項第2号」に改める。

表中「2 法第104条第2号に掲げる漁業」の次に「（3に掲げる漁業を除く。）」を加え、「3 法第104条第3号に掲げる漁業」を「3 法第104条第2号に掲げる漁業（漁業災害補償法の一部を改正する法律（平成14年法律第74号）による改正前の法第104条第3号に掲げる漁業に限る。）」に改める。

北海道告示第1576号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
茅部郡鹿部町字大岩110の8
- 2(2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3(3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
上川郡東川町1418（次の図に示す部分に限る。）
- 2(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3(3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1577号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類
基本測量（湖沼湿原調査）
- 2 作業期間
平成14年9月30日から10月9日まで
- 3 作業地域
苫小牧市、千歳市、早来町及び厚真町

北海道告示第1578号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 作業種類
公共測量（1・2級基準点測量）
- 2(2) 作業期間
平成14年6月19日から9月19日まで

3(3) 作業地域
美幌町

2(1) 作業種類
公共測量（1・2級基準点測量）

2(2) 作業期間
平成14年7月22日から9月11日まで

3(3) 作業地域
網走市

北海道告示第1579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類
道道
- 2 路線名
美和豊浦停車場線
- 3 道路の区域
- 変更前後の別
- 敷地の幅員
- 延長
- 国道等との重複区間
- 虻田郡豊浦町字新山梨206番2地先から虻田郡豊浦町字新山梨42番2地先まで
- 前
- 19.26mから45.21mまで
- 1,020.84m
- ――
- 19.26mから91.58mまで
- 962.63m
- ――
- 19.26mから45.21mまで
- 1,020.84m
- ――
- 19.26mから91.58mまで
- 962.63m
- ――

北海道告示第1580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類
道道
- 2 路線名
帯広新得線

3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
上川郡清水町字熊牛141番 27地先から上川郡新得町屈 足旭町東4丁目11番地先ま で	前	13.00mから 45.33mまで	2,225.98m	—
	前	13.00mから 124.94mまで	2,062.73m	—
	後	13.00mから 124.94mまで	2,062.73m	—

北海道告示第1581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
路 線 名 区 間

変更前
後の別

敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

稚 内 幌 延 線 稚内市大字声間村字沼川12451番3地先から
稚内市大字声間村字沼川17667番地先まで

北海道稚内土木現業所

前	14.55mから 20.30mまで	502.30m	—	
前	16.00mから 26.90mまで	506.30m	—	
後	14.55mから 20.30mまで	502.30m	—	
後	16.00mから 35.50mまで	506.30m	—	
前	18.88mから 48.29mまで	203.59m	—	同
後	20.95mから 100.24mまで	203.59m	—	
前	16.91mから 26.28mまで	665.34m	—	北海道帯広土木現業所
後	23.30mから 26.30mまで	665.34m	—	

美 深 中 幌 別 線

枝幸郡枝幸町字風烈布宗谷森林管理署66林班と小班地先から
枝幸郡枝幸町字風烈布宗谷森林管理署66林班と小班地先まで

上 士 幌 音 更 線

河東郡士幌町字士幌東7線190番1地先から
河東郡士幌町字士幌東7線184番1地先まで

北海道告示第1582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を平成14年10月1日から開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道
2 路 線 名 夕張新得線
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との 重複区間
上川郡新得町西2条南4丁目 20番1地先から上川郡新得町 2条南4丁目16番3地先まで	前	16.00mから 42.09mまで	484.40m	—
	前	9.00mから 45.00mまで	812.40m	—
	後	16.00mから 42.09mまで	484.40m	—

北海道告示第1583号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し3週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

- 出 願 の 年 月 日 平成14年6月25日
- 出 願 の あ っ た 国 の 官 庁

- 名 称 農林水産省
- 住 所 東京都千代田区霞が関1の2の1
- 代表者の氏名 農林水産大臣 武部 勤

- 位 置 目梨郡羅臼町共栄町2番1、4番8、4番15、422番1及び434番地先の公有水面

- 区 域 次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

- ①の地点 二等多角点13845（北緯44度01分11秒825、東経145度12分12秒247）から方向角69度26分41秒の方向470.80mの地点
 - ②の地点 ①の地点から方向角197度47分59秒の方向123.00mの地点
 - ③の地点 ②の地点から方向角242度47分37秒の方向7.07mの地点
 - ④の地点 ③の地点から方向角287度48分00秒の方向18.95mの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から方向角332度47分37秒の方向7.07mの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から方向角17度47分54秒の方向123.00mの地点
- 面 積 3,680.86㎡
- 埋立に関する工事の施行区域

- 位 置 目梨郡羅臼町共栄町2番1、4番8、4番15、422番1及び434番地先
 - 区 域 次の①の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
 - ①の地点 二等多角点13845（北緯44度01分11秒825、東経145度12分12秒247）から方向角66度14分49秒の方向447.98mの地点
 - ②の地点 ①の地点から方向角107度47分55秒の方向38.95mの地点
 - ③の地点 ②の地点から方向角197度47分54秒の方向138.00mの地点
 - ④の地点 ③の地点から方向角287度47分50秒の方向38.95mの地点
- 面 積 5,375.13㎡
- 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第1584号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

- 組 合 の 名 称 釧路町東陽土地区画整理組合
 - 事務所の所在地 釧路郡釧路町字別保原野南25線49番地
 - 事業施行期間 平成4年9月16日から平成14年9月30日まで
 - 施 行 地 区 釧路郡釧路町字別保原野南24線、南24線東及び南25線の各一部
 - 設 立 認 可 年 月 日 平成4年9月8日
 - 変 更 の 内 容 事業施行期間及び資金計画の変更
- 変更前の事業施行期間
平成4年9月16日から平成14年9月30日まで
変更後の事業施行期間
平成4年9月16日から平成15年3月31日まで
- 変 更 認 可 年 月 日 平成14年9月20日

公 報

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

平成14年10月1日

北海道知事 堀 達 也

1 氏 名 又 は 名 称 ふじ商事株式会社
2 代 表 者 の 氏 名 久田 健司
3 主たる事務所又は事業所の所在地 滝川市新町3丁目1番15号
4 指 定 年 月 日 平成14年10月1日

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年10月1日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 北海道網走支庁長 太 田 敏 夫
網走市字鱈浦79番105、145番2（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也
地方職員共済組合北海道支部長
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年3月13日 網建指第12-12号

道 議 会 告 示

北海道議会告示第四号

平成元年北海道議会告示第一号（北海道議会傍聴規則）の一部を次のように改正する。
平成十四年十月一日

北海道議会議長 酒 井 芳 秀

北海道議会傍聴規則の一部を改正する規則

北海道議会傍聴規則（平成元年北海道議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一般の傍聴者（盲導犬を連れた傍聴者及び手話通訳者同伴の傍聴者等を含む。）の席を一次項及び第四項に定める者を除く者が使用する席に改め、同条第三項中「身体障害者特別席を「車椅子用特別席」に改め、同項第二号中「介助犬を連れた車椅子使用者等」を「その介助者」に改める。

第八条に次の一項を加える。

2 傍聴人が身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者である場合においては、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定するもの（同法第十二条第一項に規定する表示をしたもの）に限

る。）を（づ）を同伴して入場する（づ）が（づ）に改める。
第十二条第一項中「次」を「次の各号の（づ）れかに」に改める。
附 則
この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年10月1日

北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫
道立学校校内しAN構築に係るシステムインテグレーション業務 27校
- 2 落札者を決定した日 平成14年9月18日
- 3 落札者の指名及び住所
(1) 氏 名 エヌイーシーネクスソリューションズ株式会社
(2) 住 所 東京都港区三田1丁目4番28号
- 4 落札金額 12,474,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育委員会教育長告示第22号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁生涯学習部高校教育課
(2) 所在地 郵便番号 060-8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-231-4111 内線 35-713

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成14年10月1日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 2式 64台
- 2 落札を決定した日
平成14年8月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 東芝フアイナンス株式会社
(2) 住 所 東京都中央区銀座5丁目2番1号
- 4 落札金額 (1月当たりの単価)
450,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁後志教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

札幌市選挙委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定に基づき政治団体の収入及び支出に関する報告書について、加藤礼一連合後援会の会計責任者 上渥 寿道 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成13年北海道選挙管理委員会告示第141号) の一部を次のとおり訂正する。

平成14年10月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「 ク 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

政治団体の名称	借 入 先	借 入 残 高
12年分		
上 川 支 所		
(その他の政治団体)		
加藤礼一連合後援会	加 藤 礼 一	4,264,000

を

「 ク 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

政治団体の名称	借 入 先	借 入 残 高
12年分		
上 川 支 所		
(その他の政治団体)		
加藤礼一連合後援会	加 藤 礼 一	3,016,000

に改める。

道公安委員会規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月1日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

北海道公安委員会規則第5号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則

の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則 (昭和29年北海道公安委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

第3条及び別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月1日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

北海道公安委員会規則第6号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する

規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則 (平成4年北海道公安委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(地方裁判所への通知)

第2条 北海道公安委員会は、麻薬特例法第19条第3項及び組織的犯罪処罰法第23条第1項の規定により没収保全等を請求することができる司法警察員を指定したときは、当該指定された司法警察員の勤務地を管轄する地方裁判所にその旨を通知しなければならない。その通知の内容に変更が生じたときも、同様とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月1日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

北海道公安委員会規則第7号

傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び条名を削り、同条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条及び別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第8号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行つたので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年10月1日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
----------------------	-----------------------------

1	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
2	型式の区分	C R フォーバーバイ キンゾグ M X
	製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	20052300
	検定年月日	平成14年10月1日
3	検定番号	第20052300号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年10月1日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
4	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式の区分	C R フォーバーバイ キンゾグ R X
5	製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	20051900
	検定年月日	平成14年10月1日
	検定番号	第20051900号
6	検定の有効期間	公示の日（平成14年10月1日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリソピア
	代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸
	製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
7	型式の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式の区分	スベースパニー2002
	製造業者名	株式会社オリソピア
8	型式試験番号	24051400
	検定年月日	平成14年10月1日

検 定 番 号	第24051400号	
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年10月1日）から3年間	
検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリソピア	
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 石原 昌幸	
製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038	
4	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	グローバルソフトボール2002
	製 造 業 者 名 型式試験番号	株式会社オリソピア 24051300
検 定 年 月 日	平成14年10月1日	
検 定 番 号	第24051300号	
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年10月1日）から3年間	
検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリソピア	
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 石原 昌幸	
製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038	
5	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	ドリルギャング
	製 造 業 者 名 型式試験番号	株式会社オリソピア 24047200
検 定 年 月 日	平成14年10月1日	
検 定 番 号	第24047200号	
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年10月1日）から3年間	
検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾	
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 内ヶ島敏博	
製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県名古屋市中川区薦元町一丁目35番地	
型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

6	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CRスパイダーマフ		
	製 造 業 者 名	株式会社高尾		
	概要	型式試験番号	20053900	
	検 定 年 月 日	平成14年10月1日		
	検 定 番 号	第20053900号		
	検定の有効期間	公示の日（平成14年10月1日）から3年間		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾		
	代表者の氏名	代表取締役 内ヶ島敏博		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区薦元町一丁目35番地		
	7	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型 式 名		CRスパイダーマフS		
製造業者名		株式会社高尾		
	概要	型式試験番号	20053800	
	検 定 年 月 日	平成14年10月1日		
	検 定 番 号	第20053800号		
	検定の有効期間	公示の日（平成14年10月1日）から3年間		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事		
	代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地		
	8	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
型 式 名		CRにゃんにゃんルームM		
製造業者名		株式会社藤商事		
	概要	型式試験番号	20054200	
	検 定 年 月 日	平成14年10月1日		
	検 定 番 号	第20054200号		
	検定の有効期間	公示の日（平成14年10月1日）から3年間		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリソピア		

9	代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸
	製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	スットコチンドウチュウ2002
	製造業者名	株式会社オリソピア
	型式試験番号	24051700
検定年月日		平成14年10月1日
検定番号		第24051700号
検定の有効期間		公示の日（平成14年10月1日）から3年間
型式の概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリソピア
	代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸
	製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
10	型式名	ダイキチクラフ2002
	製造業者名	株式会社オリソピア
	型式試験番号	24052600
	検定年月日	平成14年10月1日
	検定番号	第24052600号
検定の有効期間		公示の日（平成14年10月1日）から3年間

道警察本部告示

北海道警察本部告示第169号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年10月1日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ユーロコプタ 一式EC135P1機体（ぎんれい2号）用ヘリコプターテレビシステム

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料を含む）は月額三千四百四十円）

- の賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成14年8月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日通商事株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号
- 4 落札金額（1月当たりの単価）
1,741,950円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道警察本部告示第129号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

発行編印

行集刷

北海道総務部法制文書課
富士プリント株式会社